連合高知

JTUC

<発行所>連合高知
日本労働組合総連合会高知県連合会
〒780-0870 高知市本町４丁目1-32
こうち勤労センター内
TEL(088)824-5111
FAX(088)824-3002
<発行責任者>折田晃一
No.133 2021年５月21日

第92回メーデー高知県中央大会

分断から連帯へ！
多様性を認め合う社会を！

連合高知は４月29日（10時開催）。城西公園で532名（19産別、８団体）が結集して第92回メーデー高知県大会をおこなった。昨年は、コロナ禍により大会が中止になったため、２年ぶりの開催となった。

開催にあたり挨拶した折田連合高知会長は、「社会的に弱い立場の人たちの暮らしが壊される形で経済的な分断が浮き彫りになっている」とコロナ禍における現状を述べたうえで、「この深刻な分断を乗り越えて協調、連携、連帯することの重要性を再確認し、“分断から連帯へ”を合言葉に“誰一人取り残さない包摂的な社会”をめざしていこう」

と語った。また、日本の政治について「日本の政治の劣化によって、国民の政治や行政に対する信頼が決定的に損なわれてきたことが、社会の分断を一層助長した」と菅政権を批判しながら、「“命と暮らしを守り抜く”ためには政治を変えなければならない。そのためにも、第49回衆議院選挙では、１区武内則男さん、２区広田一さんと力を合わせて闘っていこう」と呼びかけた。

これを受けて、来賓の武内則男・広田一両衆議院議員は、「第49回衆議院選挙では、コロナ感染症対策が後手後手に回る菅政権から、いのちと暮らしを守る政治に変えよう」と訴えた。

集会の最後には「企業規模間、雇用形態間など格差是正に向けて分配構造の転換に取り組むとともに、社会にある偏見や差別、誹謗・中傷に毅然と立ち向かい、多様性を認め合う社会づくりを力強く進めていこう」とするメーデー宣言を満場の拍手で採択し、「今こそ心をひとつに、分断から連帯へ、そして、支え合い・助け合いと共生の社会の実現を」と社会の不合理に対決する決意を参加者全員が確認し合いながら、すべての日程を終えた。

なお、本年のメーデーでは、コロナ禍を考慮し、デモ行進はおこなわなかった。

お楽しみ抽選

第92回メーデー宣言

本日、私たちは第92回メーデー高知県中央大会を開催した。

日本における初のメーデーから100年の節目であった昨年、そして今年。新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのような数多くの仲間が同じ場所に結集することは難しい状況が続いている。

しかし、労働の尊厳を称えるメーデーの意義は不変である。世界の多様な働く仲間とともに、時間や場所を超えて思いを結集し、声を上げていこう。

東日本大震災、あの未曾有の大惨事から10年が経った。災害で無念にも尊い命を失った方々、困難な状況の中でも懸命に前を向き、歩みを進めている方々に今一度思いを寄せたい。復興はいまだ道半ばであるが、時間の経過とともに災害の記憶や教訓は薄れつつある。

他方、自然災害の脅威は、幾度となく私たちの暮らしを脅かし続けており、改めて10年前に起こった出来事に向き合い、着実な復興・再生と、防災・減災の社会づくりに取り組んでいかなければならない。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ世界中で猛威を振るっており、私たちの生活・雇用・経済に多大な影響をもたらし続けている。

日々、感染の危険と隣り合わせにいながら、私たちの命と生活を懸命に支え続けている数多くの働く仲間がいることを決して忘れず、すべての働く仲間の奮闘を称え、感謝の気持ちを表そう。

また、コロナ禍は、社会の脆弱さとひずみを明らかにした。私たちは、企業規模間、雇用形態間などの格差是正に向けて分配構造の転換に取り組むとともに、社会にある偏見や差別、誹謗中傷に毅然と立ち向かい、多様性を認め合う社会づくりを力強く進めていく。この思いを、すべてのメーデー参加者とともに確認し合い、発信していこう。

今こそ心をひとつに、分断から連帯へ。

支え合い・助け合いと共生の社会の実現を。

私たちが先頭に立って働く仲間をまもり、笑顔のために感謝と思いやりの絆をつなぎ、希望あふれる未来を切り拓いていくことを、ここに宣言する。

2021年４月29日
第92回メーデー高知県中央大会

お楽しみ抽選

キッズコーナー

2021春季生活闘争

地場の闘い、序盤を終えて

連合全体の春季生活闘争は、中盤となっている。一方、地場の交渉はこれから本格化する。そんな中、地場における序盤の状況を連合高知事務局に聞いた。

― 今年も昨年に引き続きコロナ禍で厳しい経済状況になっているが、県内はどうか ―

高知県の産業構造は、全国と比較して製造業が相対的に低位にあるとともに、中小零細企業が圧倒的に多いことから、コロナショックは大きなダメージになっている。だが、企業収益は業種というよりも業態によってまだら模様だ。

― 地場組合の序盤の闘いはどうか ―

連合高知における４月末の集計をみると、全体の加重平均は3,964円（前年比-65円）、単純平均3,784円（同+96円）となっている。現時点では、集計数が少ないことから一概にいえないが、傾向としては「30人未満の小規模組合では厳しい妥結状況」だ。地場組合は、加重平均3,779円（同+364円）、単純平均3,531円（同+197円）で、地場も県全体集計と同じく小規模組合で厳しい状況で推移している。報告のあった単組を個々にみると、「業態によるばらつきがあるが、総じていうと前年水準を視野に入れた交渉がおこなわれている状況」がうかがえる。

― ４月末時点を総括すると ―

今年はコロナ禍で厳しい結果になるとみられていたが、予想よりは各組織とも健闘していると思う。この背景には、それぞれが「分配構造の転換」や「大手追従・大手準拠からの脱却」を基本にした奮闘があることは当然ながら、“構造的な人手不足による人材確保”によることも一因にあるとみられる。

加えていうと、連合内におけるそれぞれの組合がお互いに情報共有しながら、全体の相場をつくりあげていることも要因としてあるのではないか。そのうえで、「少なくとも前年並み」を念頭に置きながら、ベア獲得も視野に入れた闘いがコロナ禍という厳しい状況にあっても進められているとみている。その意味では近年、「春闘の形骸化」がいわれる中で、「賃金をめぐる統一闘争の意義」が再確認できるのではないか。

― 地場における終盤の闘いに向けて ―

地場組合では６月決着というところも少なくない。だから、未決着組合においては、厳しい交渉環境だとは思うが、こうした県内の闘いを踏まえながら「賃上げ（ベア獲得）の流れを継続するとともに、分配構造の転換に資する賃上げ」を目標に奮闘いただきたい。連合高知も組織の総がかりで共に闘っていく決意だ。

2021春季生活闘争街頭宣伝行動

雇用を守る、賃金も上げる！働きの価値に見合った処遇を

2021春季生活闘争における地場の闘いが本格化する３月５日、県庁前で早朝街頭宣伝行動をおこなった。この行動には雨天にもかかわらず、11産別21名が参加し、通勤途中の市民に街宣ビラを配布した。

街頭でマイクを握った池澤事務局長は、「コロナ禍で厳しい状況にあってもすべての労働者の雇用を守り、賃金も上げる。そして、働きの価値に見合った処遇を求めていこう」と、市民に呼び掛けた。また、３月６日は「36（サブロク）の日」であることから、長時間労働の是正に向けた36協定の点検や、客観的な労働時間管理の履行も訴えた。

//ちょこっとチャレンジ// ワークルール検定ドリル VOL.04

賃　金

Q１次のうち、最賃法の適用を受ける労働者をすべて選びなさい。

①嘱託社員、②学生アルバイト、③派遣労働者、④パートタイマー

こたえ　①～④すべて

解説　産業や職種、雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

Q３最低賃金について、正しいものをひとつ選びなさい。

①最低賃金は、当該企業における最低の基本給、つまり初任給のことをいう。
②労使は対等の立場にもとづいて賃金額を合意するのであるから、その合意が無効となることはない。
③最低賃金を上回る賃金額を労働契約で定めた場合、使用者は労働契約で定めた賃金額を労働者に支払わなければならない。
④最低賃金は、全国一律で定められている。

こたえ　③

解説　最低賃金制度は、これを下回る賃金額の合意を無効とするものであって、これを上回る賃金額の合意は有効です。

④については、最低賃金は地域ごとに定められる「地域別最低賃金」と、特定の産業で働く人に適用される「特定最低賃金」とがあり、全国一律で定められるものではありません。

Q２次の事由による労働者の休業のうち、労基法26条の休業手当の支払いが必要とされているものをすべて選びなさい。

①天災地変により事業所が倒壊した。
②資材の欠乏により仕事量が減少した。
③工場の主要機械の欠陥により操業の長期停止を余儀なくされた。
④私傷病により出勤できない状態となった。

こたえ　③

解説　使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合、使用者は労基法26条に基づき休業手当を支給しなければなりません。原料の不足、機械の整備点検あるいは監督官庁の勧告による操業停止などは休業手当を支給すべき事由とされます。

「使用者の責めに帰すべき事由」についての判断は難しいところですが、天災事変など不可抗力に該当しない限りはこれに含まれるとされています。

コロナ禍において、「不可抗力」の解釈については緊急事態宣言以降さらに見解が分かれているところですが、休業や勤務時間短縮の回避努力がされたのか、テレワークや他の業務への転換などが検討されたのか、総合的に勘案し判断されなければなりません。

出典：(一社)日本ワークルール検定協会「ワークルール検定ドリル」より

連合高知2021年「男女平等参画推進フォーラム」の開催について

今年のフォーラムは、横山百合子国立歴史民俗博物館教授をお迎えし、歴史の中に埋もれていた女性が、声を上げながら生き抜いてきたことを知り、今までとは違った視点で“ジェンダー（性差）にとらわれないこれからの未来”を考えていきます。

日　　時	2021年６月19日（土）　13：30～15：30
場　　所	こうち男女平等参画センター「ソーレ」　高知市旭町3-115
参加規模	会場50名程度（全体定員150名）Web（Zoomウェビナー使用）500名
演　　題	江戸の遊女はなぜ日記を書くのか～性差の歴史から現代社会を考える～
講　　師	横山　百合子　国立歴史民俗博物館教授
申し込み	申し込み及びお問い合わせは各構成組織事務局まで（締切り６月10日）

連合高知ホームページ掲載記事に関する「保全抗告 決定（高裁）」について

高松高裁は３月30日、連合高知のホームページ掲載記事が名誉毀損にあたるとして削除を命じた高知地裁の仮処分決定に対する保全抗告審の決定を出しました。

真実であると信じる相当な理由があった

決定は、記事にある問題表現について、『いずれも真実であるとまでは認められないけれども、“真実であると信じるにつき相当な理由があった”と認められ、殊更に虚偽の主張がされているものではない。そして、その表現をみると、「ブラックな会社」という否定的な意味合いの強い表現を用いているものも見受けられるが、“全体としては労使間紛争の事実経過を報告する内容”となっており、煽情的、侮蔑的な表現を用いるものではないし、本件投稿記事の目的が地域ユニオンを支援すること等にあることは明らかであって、組合活動の一環としてされたものである上、抗告人の広報媒体である本件ホームページ等に本件投稿記事を掲載したものであって、その態様も穏当である。これらの事情を総合考慮すれば、広く一般に公開されるというインターネットにおける表現活動の性質を踏まえてもなお、正当な組合活動として社会通念上許容される範囲内にとどまると認めるのが相当である』としました。そのうえで、『本件削除申立てを認容した原々決定及びこれを認可した原決定をいずれも取り消し、本件削除申立てを却下することとして、決定する』と結論付けています。

組合の“活動・表現の自由”認める

この決定に関して連合高知は、使用者との関係において個としては弱い立場にある労働者が労働組合に加盟し、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立って、労働条件の維持・改善、その他経済的地位の向上を図るために活動するという労働組合の本旨が認められたものと受け止めます。

また、決定は、「組合員やその他一般読者に対して本件に関する情報提供を行い、相手方における適正な処遇を求め、地域ユニオンを支援」したというように、“労働組合における活動の自由”を認めています。そして、一連の事実に「真実と信じるに足る相当な理由がある」としたうえで、「全体としては労使間紛争の事実経過を報告する内容となっており、煽情的、侮蔑的な表現を用いるものではないし、本件投稿記事の目的が地域ユニオンを支援すること等にあることは明らか」と、“組合活動における表現の自由”も一定、認めました。

これらは、総括的にいうと、労使紛争という特殊な事情の中にあって、労働組合の「活動の自由」と「表現の自由」が認められたものであり、連合高知はもとより全ての労働組合にとって意義ある決定だと評価します。

最大の闘いは“パワハラ訴訟”

いずれにしても連合高知の闘いはこれからです。最大の闘いは、地域ユニオン組合員４名を原告団とする「パワハラ訴訟」です。連合高知は、この裁判闘争を支援するとともに、「パワハラ・嫌がらせ」はもとより、あらゆるハラスメントを許さない活動を進めていきます。